

第10次草津市交通安全計画【体系図】(案)

第9次草津市交通安全計画からの課題

- 第9次草津市交通安全計画での目標である、交通事故死者数ゼロを達成することができなかった。
 - 高齢者（65歳以上）の交通事故死者数が、全交通事故死者数の4割強を占めている（過去5年平均）。
 - 若年層における自転車の事故が多く発生しており、県下平均よりも高い。
 - 交差点・交差点付近での事故が多く、全交通事故発生件数の5割強を占めている。
- ※以上のことから、安全な道路環境の構築に伴う交通安全施設の整備とともに、各年齢層に応じた段階的な交通安全教育、啓発を引続き実施していく必要がある。

第10次草津市交通安全計画（『交通事故のない草津市を目指して』）

- 計画の趣旨** 交通安全対策基本法第26条第1項の規定により、草津市交通安全対策会議が、県の第10次交通安全計画に基づき定める、市域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 計画の性格** 交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画
- 計画の期間** 平成28年度から平成32年度までの5年間
- 理念** ①市民の安全と安心を確保し、真に豊かで活力のある社会を構築していく。
②人命尊重の理念に基づき、究極的には、交通事故のない草津市を目指す。

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通事故のない草津市を目指して

第2節 道路交通安全計画の目標 平成32年までに、年間24時間死者数ゼロ、年間負傷者数640人以下

第3節 道路交通の安全についての対策

【対策を進める視点】

- I 高齢者および子どもの安全確保
- II 歩行者および自転車の安全確保
- III 生活に密着した身近な道路および交差点における安全確保

【交通事故防止の環境改善に向けた留意事項】

- I 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進
- II 地域ぐるみの交通安全対策の推進

【道路交通に関する安全施策】

- 1 道路交通環境の整備**
 - ・生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
 - ・幹線道路における交通安全対策の推進
 - ・交通安全施設等整備事業の推進
 - ・歩行者空間のバリアフリー化
 - ・無電柱化整備による移動の円滑化の推進
 - ・効果的な交通規制の推進
 - ・自転車利用環境の総合的整備
 - ・交通重要マネジメントの推進
 - ・災害に備えた道路交通環境の整備
 - ・総合的な駐車対策の推進
 - ・交通安全に寄与する道路交通環境の整備
- 2 交通安全思想の普及徹底**
 - ・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
 - ・交通安全に関する普及啓発活動の推進
 - ・交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等
 - ・市民の参加・協働の推進
- 3 安全運転の徹底**
 - ・運転者教育等の充実
- 4 車両の安全性確保の推進**
 - ・自動車の検査および点検整備の推進
 - ・自転車の点検整備の推進
- 5 道路交通秩序の維持**
 - ・交通の指導取締りの強化等
 - ・交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
 - ・暴走族対策の強化
- 6 救助・救急活動の充実**
 - ・救助・救急体制の整備
 - ・救急医療体制の整備
 - ・救急関係機関の協力関係の確保等
- 7 被害者支援の充実と推進**
 - ・損害賠償の請求についての援助等
 - ・交通事故被害者支援の充実強化

重点アクションプラン

1 道路交通環境の整備

- 生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ・ゾーン30の推進
- ・★通学路の安全対策、高齢者や障害者等の安全に資する歩行空間の整備
- ・草津駅、南草津駅の移動円滑化促進事業
- 幹線道路における交通安全対策の推進
- ・★事故分析の充実および事故対策のノウハウの蓄積・活用の実施
- 交通安全施設等整備事業の推進
- ・通学路対策事業（スクールゾーン設置等）
- ・区画線および防護柵の整備
- 歩行者空間のバリアフリー化
- ・★バリアフリー化された歩行空間ネットワーク整備の推進
- 無電柱化整備による移動の円滑化の推進
- ・無電柱化の整備の推進
- 効果的な交通規制の推進
- ・★道路交通環境に則した交通規制の実施と見直し
- 自転車利用環境の総合的整備
- ・★自転車道、自転車専用通行帯、矢羽根自転車レーン等の整備
- ・JR草津駅・南草津駅周辺における自転車等駐車場対策の検討
- ・自転車利用環境の改善（放置自転車対策、盗難防止の啓発）
- 交通需要マネジメントの推進
- ・公共交通ネットワークの充実化
- ・公共交通の利便性向上の推進
- 災害に備えた道路交通環境の整備
- ・道路、橋梁等の定期点検や補修、補強
- ・災害発生時における迅速、的確な交通規制の実施
- 総合的な駐車対策の推進
- ・自動車駐車場の利用促進
- ・放置駐車違反に対する取締り活動の強化
- 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
- ・不法占用調査および指導
- ・道路パトロールの実施
- ・地域ぐるみの学校安全推進事業（スクールガード活動事業）の実施

2 交通安全思想の普及徹底

- 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- ・★幼児、児童、生徒および老人クラブ等での体験型・実践型交通安全教室の実施
- ・★交通安全高齢者師範学校の開催
- ・ジュニアリーダーの育成
- 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- ・全国交通安全運動（春・秋）の実施
- ・交通安全県民運動（夏・年末）の実施
- 市民の参加・協働の推進
- ・学区別事故防止啓発運動の実施

3 安全運転の徹底

- 運転者教育等の充実
- ・★交通安全教室、交通安全高齢者師範学校での啓発

4 車両の安全性確保の推進

- 自動車の検査および点検整備の推進
- ・検査、点検整備における啓発PRポスターの掲示
- 自転車の点検整備の推進
- ・交通安全教室、自転車安全安心利用教室、交通安全高齢者師範学校での自転車安全点検の啓発

5 道路交通秩序の維持

- 交通の指導取締りの強化等
- ・★悪質、危険、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化
- ・★危険行為を行う自転車利用者に対する指導、取締りの推進
- 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
- ・科学的捜査の推進

6 救助・救急活動の充実

- 救助・救急体制の整備
- ・普通救命講習会の開催
- ・AED設置場所、施設の公表
- ・防災フェア等各種イベントによる啓発活動の実施

7 被害者支援の充実と推進

- 損害賠償の請求についての援助等
- ・交通事故相談業務の円滑かつ適正な運営の推進
- ・交通事故相談活動の周知徹底
- 交通事故被害者支援の充実強化
- ・★自転車損害賠償保険等の加入啓発

第2章 鉄道交通の安全

第1節 鉄道事故のないまちを目指して

第3章 踏切道における交通の安全

第1節 踏切事故のないまちを目指して

- 1 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点
- 2 踏切道における交通に関する安全施策

(注) 赤字は新規施策、青字は第9次計画から強化等する施策。★印は第9次計画の課題を解決するための重視すべき施策。